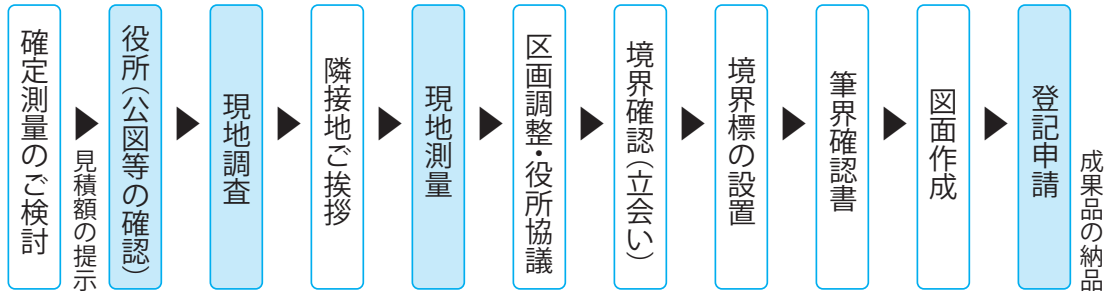


Q&A よくある質問にお答えします！（1）

土地家屋調査士の業務についてお伝えしていきたいと考えております。
初回は「境界確定」に関する疑問を取り上げてみました。

境界確定の流れ



Q 「筆界」は一般的にいう「境界」とは違うのですか？

筆界（ひっかい）は公法上の境界と呼ばれ、土地の権利関係の登記や固定資産税額を決定するため等に利用されています。明治時代の地租改正で創設された「原始筆界」と分筆登記（土地を分ける登記）や区画整理事業の換地処分等で新たに創設された「後発的筆界」があります。

Q 境界標が紛失しているみたいですが、復元可能ですか？

境界標の位置を示す測量図があれば復元可能です。ただし、再設置をする場合には、基本的に隣接地所有者の立会いが必要になります。

Q とりあえず、現況土地の大まかな面積を知りたいのですが……。

現地の構造物等（ブロック、擁壁等）を測量して面積を算出することは可能です。また、登記簿（登記事項証明書）の面積と現況土地の整合性を確認することもできますが、いずれも確定測量前の面積は概算になります。

Q 立会いをせずに分筆登記をすることは可能ですか？

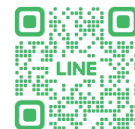
立会いの要否は（法務局備え付け）地籍測量図の作成時期、物件の所在地、境界標の復元性、現地の整合性などにより判断されますので、一概に判断するのは難しいところです。



弊社では「境界確定測量」「分筆登記」を承っております。ぜひお声がけください！

業務内容

（土地に関する業務）境界確定測量、現況測量、分筆登記、合筆登記、更生登記、地目変更 etc
（建物に関する業務）表題登記、滅失登記、表題部変更登記 etc



公式ライン
QRコード



ホームページ
angle195.com



土地家屋調査士

アングル事務所

アングルワン合同会社

〒700-0016 岡山市北区伊島町一丁目8-6 カーサ・サンエスミ101
TEL 086-250-9769 FAX 086-250-9599 メール j-kadono@angle195.com
営業時間：10:00～18:00
土日・祝日もお気軽にお問合せください(080-5617-7237)